

喜多方市 農業委員会だより

第23号

令和6年9月

編集発行

喜多方市

農業委員会

☎ 0241 (24) 5255



チーム駒形笑顔で楽しく

本校の児童にとって、農業科や生活科での様々な農作業体験は、収穫の喜びや人、自然への感謝の気持ち、責任感をもつなど、豊かな心や社会性、主体性の育成を図る場となっています。活動の中で見られる児童の笑顔は、本校の合言葉「チーム駒形笑顔で楽しく」が具現された姿ともなっています。

今年も実りの秋を迎えようとしています。お世話になった地域の方々とともに、全校生で収穫の喜びを味わえることを楽しみにしています。

喜多方市立駒形小学校は、雄国山麓の裾野に広がる、豊かな農村資源・歴史・文化等を持つ農村地域にある学校です。

全校児童60名が、6名の農業科支援員の方々にご指導・ご協力をいただきながら、農業科の活動や生活科での栽培活動に取り組んでいます。今年度は、4、6年生が米作り、1、3年生がさつまいもを中心とした野菜作りに取り組んでいます。

昨年度の米作りでは、種粃まき、「じょうばん」での苗植え練習、田植え、「ころばし」を使った田の草取り、稲刈り等の活動を行いました。無農薬で育て、天日干しをしたお米は格別でした。野菜作りでは、種蒔きや苗植え、畑の草取り、水やり等を行いました。イノシシの被害に遭わないように、竹屋水環境保全会の方々に電気柵を設置していただいたおかげで、豊作となりました。秋には、収穫したお米や野菜を使って収穫祭を実施しました。おいしいカレーを作り、農業科支援員の方々とお世話になった方々をお招きして、収穫の喜びを全員で味わうことができました。さらには、収穫したお米や野菜を、地域の農産物販売所「こまがた元氣マルシェ」に出品させていただき販売しました。売上金は、各学年に還元し、児童が話し合って室内遊び用のゲームを購入しました。



駒形小学校
佐藤 孝宏 校長

収穫の喜びを味わい
感謝の気持ちを育む

全国農業委員会会長大会で事例発表

○京野会長が「地域計画」の取り組みについて発表する

令和6年5月29日、東京都「文京シビックホール」で全国農業委員会会長大会が開催され、京野会長が出席しました。

大会は、全国から約1900人の関係者が集まり「食料・農業・農村基本政策の具体化に向けた政策提案」を決議し、大会終了後に農林水産省などの関係機関に対し要望活動が行われました。

また、大会では農業委員会活動の実践を踏まえた2件（福島県喜多方市・広島県世羅町）の事例発表があり、本市農業委員会の京野会長が「地域計画策定に向けた集落話し合い取り組み事例について」を発表しました。

発表で京野会長は、

○自分たちの集落の現況を知る

- ・農家の年齢層

- ・リタイアや規模縮小の意向

- ・遊休農地の有無

○将来に向けての話し合い

- ・集落の課題と要因

- ・農業の担い手の確保

- ・将来の在り方

が大切で、各農家の意向を把握したうえで、将来の集落の姿をどう描くかを関係者が話し合うことが重要だと話す。

そういった取り組みを先導する集落のまとめ役となるリーダーの存在がポイントとなる。

トとなる。

話し合いの積み重ねが、地域農業への関心を高め、担い手の育成・確保や遊休農地の解消など将来の地域農業のイメージや地域計画の必要性が理解されていく。農業委員会としては、集落での話し合いに積極的に参加し、集落ビジョン・目標地図素案の作成に向け引き続き支援を行っていく、と話しておりました。



令和7年度農業施策に関する意見の提出

【国（県）へ大5項目の意見】

世界的な食糧情勢の変化に伴う食糧安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外市場の拡大など、農業を取り巻く情勢の大きな変化を踏まえ、「食料・農業・農村基本法」等の法改正が行われ、本年6月6日に公布・施行された。（一社）福島県農業会議では、制度改正への対応や農地利用の最適化にむけた提案を取りまとめるため、各農業委員会に対し意見の提出を求めることとしました。

これを受け、令和6年6月10日に本市農業委員会の農政委員会（菅井大輔委員長）が開催され、現場の実態に即した次の5項目の意見を取りまとめました。

①食料安全保障関係

- ・自給率向上への国内生産の促進
- ・輸入依存度の高い穀物の増産
- ・流通における適正価格の形成

②担い手の育成支援

- ・認定農業者制度の緩和の見直し
- ・法人化、組織化の支援強化
- ・認定農業者以外の担い手支援
- ・農業所得の向上と安定確保策
- ③農業生産基盤の確保・強化
- ・集約に向けた農地交換の促進
- ・田んぼダム協力支援策の強化

④地域活性化対策

- ・集落組織の育成強化
- ・野生獣狩猟ルールの見直し

⑤その他農業施策全般

- ・5年水張ルールの見直し
- ・EU型所得補償制度の導入
- ・インボイス制度の見直し
- など…



これらの意見については、6月21日開催の農業委員会全員協議会で確認され、農業会議に提出されました。今後、各農業委員会からの意見を集約し県の常設審議委員会で検討・決定され、11月下旬に本県選出国會議員等へ要請活動を行うこととなります。

農業委員会では農地法第30条の規定に基づき、毎年8月に市内全域の農地を対象に農地パトロール（農地利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止・解消や農地の違反転用の防止に取り組んでいます。

遊休農地



現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地

農業委員会では、地域の農地利用の確認とともに、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の防止を目的に、毎年8月を農地パトロール強化月間に設定し、市内全域の農地を対象に農地パトロールを実施しました。

調査は、農業委員・農地利用最適化推進委員および事務局職員により、耕作の状況などを見て農地が適切に管理されているかを確認します。

また、農地パトロールの調査結果を基に、遊休農地等の所有者に対し「利用意向調査」を行います。

○遊休農地の発生防止と解消

【利用意向調査】の内容

耕作されていない「遊休農地」の所有者（経営者）の方へ、今後の利用意向について伺います。（次の①～④の中から選択）

- ①農地中間管理事業（農地バンク）を利用する
農業委員会が農地中間管理機構（福島県農業振興公社）へ通知し、農地中間管理機構が借受の可否について判断します。
- ②誰かに貸し付ける
貸付先が具体的に決まっており、今後、新たな耕作者（法人等）に貸し付ける。
- ③自ら耕作する
- ④その他（上記①から③以外の場合は、具体的な内容を記載してください）

荒廃農地



既に森林の様相を呈しており、農業上の利用を図ることが見込まれない農地

- 農業委員会では、農地が山林の様相を呈するなど再生利用が困難と見込まれる荒廃農地を非農地として判断し、農地台帳から除外する取り組みを次のとおり行います。
- ①農地パトロールの結果を基に、荒廃農地の再度の現地調査
 - ②荒廃農地と確認した場合、所有者への意向確認
 - ③農業委員会総会にて非農地判断、所有者への通知
 - ④法務局への登記簿登記事項修正申出、地目変更
 - ⑤地目変更登記の完了、法務局から所有者への通知

○荒廃農地の非農地化

【現況確認証明申請】により非農地化した農地の登記地目を変更する場合

長年耕作されず山林化した農地の登記地目を「田・畑」から「山林・原野」に変更しよとする場合、次の書類を整えて申請し、農業委員会総会の決定を経て「土地地目変更登記」を行うことができます。

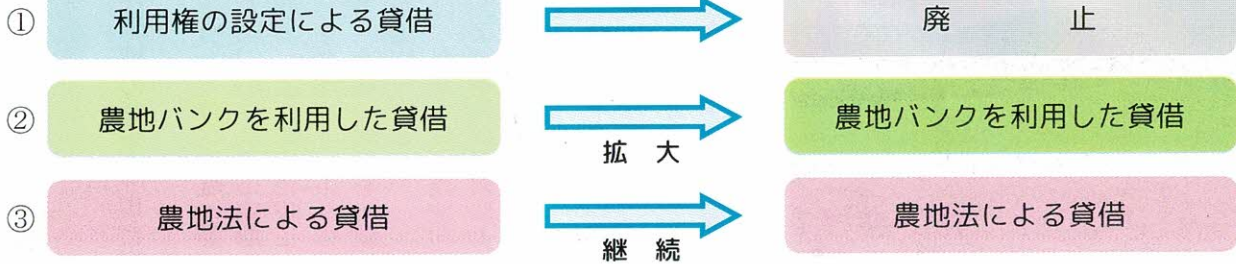
- ①現況確認証明申請書（農業委員会事務局に備えてあります）
- ②案内図（当該農地の場所が確認できるもの）
- ③登記全部事項証明（登記簿謄本）
- ④現況写真（当該農地の現況が確認できるもの）
- ⑤公図の写し
- ⑥非農地化した経過を示す根拠資料

農地パトロール（遊休農地・荒廃農地）の実施

令和7年4月より「農地の貸借」が変わります

現 行

令和7年4月以降



- ① 旧農業経営基盤強化促進法（基盤法）の利用権設定による貸し借りは廃止されます。
 ② 令和7年4月以降は地域計画の農業を担う者に対し、農地バンクを介した農地の貸借に移行します。
 ③ 農地法による貸借はこれまでどおり継続されます。
 (注)・相対で行う「特定農作業受委託」は引き続き継続される見込み。
 ・基盤法による所有権移転（譲渡）も農地バンクを介した取り扱いに移行します。

農業者のための 農業者年金制度



現行の「農業者年金」は、自らが積み立てた保険料等（年金給付原資）により将来受け取る年金額が確定する安心の年金制度です。

加入要件は以下の3項目（全てに該当）

- ① 60歳未満であること（国年任意加入は可）
- ② 国民年金第1号被保険者であること（国民年金保険料免除者は除く）
- ③ 年間60日以上、農業に従事していること

（農業委員会事務局 ☎0241-24-5255）

農地（田・畑）を相続した場合は、農地法の規定により、所有者の変更について届け出する必要がありますので、法務局での相続登記が完了したら、登記完了証（写）を持参のうえ農業委員会への届出をお願いいたします。

農地を相続したら届出を

相続登記がされない、登記簿を確認しても現所有者が分からず「所有者不明土地問題」が発生します。
 このため、不動産登記法が改正され、令和6年4月から相続登記が義務化され3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。令和6年4月以前に相続が発生している場合も、3年の猶予期間がありますが義務化の対象になります。

相続登記が義務化されました

編集後記



委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員長	委員
物江	小林	鈴木	大堀	小林	高橋	大野	大竹	小林	千代松
光一	和之	隆剛	博行	光義	正雄	利之	久登		

今後3年間「農業委員会だより」の編集を担当いたします。よろしく願います。
 編集に当たっては、農業委員会活動を広くお知らせするとともに、本市の農業振興に積極的に取り組んでおられる方々取材させていたいただきながら、地域に密着した情報や話題を掲載したいと思っています。
 また、制度の改正等については、特に皆様に関係性の深い事項について取り上げるなど、必要とされる情報の提供に努めてまいります。

編集委員一同、農家の皆様に親しまれる「農業委員会だより」となるよう努めてまいりますので、引き続きご愛読ください。また、今後、秋作業の本番となりますが、健康管理に十分留意され収穫期をお迎えください。

お詫びと訂正

本年3月に発行した「第22号農業委員会だより」の農業委員紹介において、次のとおり氏名に誤りがありましたので、お詫びし訂正いたします。

（誤）木村富士夫 ↓ （正）木村富士男